証券コード　７７９３
２０２３年7月１３日
（電子提供措置の開始日）２０２３年7月7日

株　主　各　位

東京都文京区小石川一丁目３番１１号
株式会社イメージ・マジック
代表取締役社長　山　川　　誠

第２８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第２８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　https://imagemagic.jp/ir
　上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株式情報」「株主総会」の「第２８期定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イメージ・マジック」又は「コード」に当社証券コード「７７９３」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、２０２３年７月２７日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　２０２３年7月２８日（金曜日）午前１０時（受付開始 午前9時３０分）

2．場　　所　東京都文京区後楽２丁目６番１号
住友不動産飯田橋ファーストタワー 地下１階 ベルサール飯田橋ファースト
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第２８期（２０２２年5月1日から２０２３年4月３０日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第１３条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年５月１日から
2023年４月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束により経済活動は徐々に回復傾向がみられるものの、出口の見えないロシア・ウクライナ情勢、長期間にわたる低金利政策、慢性的な半導体不足等様々な要因による供給不足に伴う物価上昇傾向により、経済情勢は依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社の属するオンデマンドプリント業界におきましては、コロナ禍を契機として人々の生活様式の変化が加速し、オンラインの消費活動が定着したことにより衣料・服飾雑貨及び生活雑貨等のＥＣ市場は急成長を遂げ、その市場規模の拡大が続いております。

このような環境の中、オンデマンドプリントサービスでは、様々な顧客ニーズに対応し、オンデマンド生産できるアイテムを拡充すべく新商品の取扱いを強化し、アイテムラインナップを拡げてまいりました。

当事業年度において、オンデマンドプリントサービスの売上高は4,843,137千円（前事業年度比9.4%増）となりました。

また、ソリューションサービスでは、ハードウエアとしてオンデマンド転写プリンター「TransJet」及びソフトウエアとしてデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドＥＣ「makertown」の拡販に努めてまいりました。

当事業年度において、前事業年度の大型開発案件の反動もありソリューションサービスの売上高は448,577千円（前事業年度比4.4%減）となったものの、利益率が高いハードウエアに係る売上高は387,005千円（前事業年度比12.3%増）と伸長しました。

コスト面では主に物価高騰に伴う材料費及び外注加工費の増加、積極的な販売促進活動推進による広告宣伝費の大幅な増加により利益率を押し下げる結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,291,714千円（前事業年度比8.1％増）、営業利益は69,484千円（前事業年度比77.2％減）、経常利益は76,732千円（前事業年度73.3％減）、当期純利益は48,992千円（前事業年度79.1％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は235,188千円であります。

その主なものは自動たたみ梱包圧縮システム、前処理機等の機械及び装置の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (2020年４月期)	第 26 期 (2021年４月期)	第 27 期 (2022年４月期)	第 28 期 (当事業年度) (2023年４月期)
売　上　高 (千円)	2,842,818	4,330,335	4,896,562	5,291,714
経　常　利　益 (千円)	106,326	221,090	286,881	76,732
当　期　純　利　益 (千円)	85,878	152,792	234,442	48,992
１株当たり当期純利益　(円)	64.91	109.31	136.75	21.19
総　資　産 (千円)	1,373,238	1,941,298	2,355,745	2,335,015
純　資　産 (千円)	462,876	590,701	1,263,303	1,313,368
１株当たり純資産　(円)	253.37	358.47	546.91	567.99

(注) 1．第25期及び第26期の１株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度に係る優先配当金を控除して算定しております。
2．第25期及び第26期の１株当たり純資産は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。
3. 2019年8月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

①人材の育成と確保

当社の持続的な成長のためには、人材の育成と確保が重要な課題と考えております。また、当社はシステム開発による効率化を強みとした企業でありますが、優秀なシステムエンジニアの確保はＩＴ人材の不足する労働市場において特に難易度を増しております。また、ソリューションサービスの推進のため、機械エンジニアの獲得も重要な課題と認識しております。今後とも積極的な採用活動を行うとともに、体系的な研修制度の導入や、公正な人事評価制度などを整備し、人材の育成や定着に努めてまいります。

②当社サービスの認知度の向上

当社が事業を展開するオンデマンドプリントサービスは、認知度がまだ低く、認知していても自分でデザインし購入するのが難しい、不安である等により購入に踏み切れない顧客が多く存在すると認識しております。以前より、インターネットを活用したマーケティング活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化してまいります。

③情報セキュリティとシステムの安定性の強化

当社は、インターネットを介してサービス提供を行っているため、情報セキュリティ対策は当社の重要な課題と認識しております。システムの安定性確保に継続的に取り組むほか、個人情報保護対策としてプライバシーマークの運用定着活動等も活用し、情報セキュリティを確保する仕組み作りや教育を引き続き強化してまいります。

④加工・印刷の徹底した自動化及び半自動化

当社では、ＩＴ技術により加工・印刷の作業を効率化し、原価の低減に努めてまいりましたが、世界中で自動化や省力化の勢いは加速しており、産業ロボット技術を持つ企業などとの連携やハードウエアメーカーとの連携をとり、自動化や半自動化を更に進めてまいります。

⑤プラットフォームサイトのユーザビリティ強化

当社は、「オリジナルプリント.jp」（https://originalprint.jp/）を主として、インターネットを介して注文を受け付けております。Ｗｅｂ上でのデザインの作成のしやすさも同サイトの特長の１つになります。今後も継続的にサイトの機能向上を行ってまいります。

⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。経営の効率性、健全性を確保すべく、業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるため内部統制システムの整備によりその強化を図ってまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、今後も事業拡大を見込んでおり、内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。また、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を実現していくためにも、財務、経理、人事、総務等の管理部門のそれぞれの分野での人材の確保及び育成に努めてまいります。

⑧財務レバレッジの最適化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら事業拡大の投資資金を確保し、財務体質の強化に取り組んでおります。今後も継続的な設備投資を要するため、新たな投資を実行できるよう内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務レバレッジの最適化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年４月30日現在）

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業を行っております。

サービス名称	サービス内容
オンデマンドプリント	顧客がインターネットサイトを通じて入稿したデザインデータ及びパートナー企業からの受注を印刷加工するサービス
ソリューション	プリンターやたたみ機等のハードウエア及び受注管理システムや生産管理システム等のソフトウエアの販売並びにデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC等のSaaSサービス

(6) 主要な営業所及び工場（2023年４月30日現在）

本　　社	東京都文京区
小豆沢工場	東京都板橋区
IPC工場	東京都板橋区
朝霞工場	埼玉県朝霞市
GPC工場	岐阜県多治見市

(7) 使用人の状況（2023年４月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187（151）名	16名増（35名減）	35.4歳	3.9年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト等）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年４月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	142,460千円
株式会社みずほ銀行	47,502
株式会社商工組合中央金庫	33,440

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2023年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　7,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,312,353株（自己株式33株を含む）

(3) 株主数　1,390名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本創発グループ	709,700株	30.69%
山川　誠	267,600	11.57
京田　諭	90,000	3.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	84,400	3.65
キャブ株式会社	82,500	3.57
凸版印刷株式会社	81,000	3.50
GMOペパボ株式会社	80,000	3.46
株式会社トランザクション	80,000	3.46
坊野　寛	56,000	2.42
株式会社ポリ・テープ・ジャパン	50,000	2.16
株式会社プラスワンインターナショナル	50,000	2.16
株式会社エイエム	50,000	2.16

（注）持株比率は、自己株式（33株）を控除し、小数点第３位を四捨五入して計算しております。

3．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年4月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　川　　誠	製造本部長
取　締　役	京　田　　諭	情報コミュニケーション本部長
取　締　役	坊　野　　寛	開発本部長
取　締　役	栗　原　俊　幸	管理本部長
取　締　役	栢　森　加　里　矢	－
取　締　役 （監査等委員・常勤）	野　崎　陽　介	野崎公認会計士事務所所長
取　締　役 （監査等委員）	尾　﨑　　充	株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員 株式会社リブセンス 社外監査役 株式会社ラストワンマイル 社外監査役 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者
取　締　役 （監査等委員）	大　井　哲　也	ＴＭＩ総合法律事務所 パートナー 株式会社ジンズホールディングス 社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） ＴＭＩプライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役

（注）1．取締役 栢森加里矢、野崎陽介、尾﨑充及び大井哲也の４氏は社外取締役であります。
2．取締役 栢森加里矢氏は、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
3．取締役（監査等委員）野崎陽介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役（監査等委員）尾﨑充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．取締役（監査等委員）大井哲也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、監査等委員のうち野崎陽介氏を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
7．当社は、社外取締役 栢森加里矢、野崎陽介、尾﨑充及び大井哲也の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社の取締役（監査等委員を含む。以下、同じ）を被保険者として保険会社との間で締結しております。当社の取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって塡補することとしており、当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については塡補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

(ⅰ)取締役（監査等委員を除く）

報酬限度額につきましては、2022年７月28日開催の株主総会の決議により年額120百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。当社は、2021年７月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。各取締役（監査等委員を除く）の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役会に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

(ⅱ)取締役（監査等委員）

報酬限度額につきましては、2022年７月28日開催の株主総会の決議により年額20百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決定しております。各監査等委員である取締役の基本報酬額につきましては、業務分担の状況等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	84,500千円 (3,600)	84,500千円 (3,600)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	4,200 (1,800)	4,200 (1,800)	－	－	3 (2)
合計 （うち社外役員）	99,500 (16,200)	99,500 (16,200)	－ (－)	－ (－)	延べ11 (延べ6)

（注）1．上記には当事業年度中に退任した監査役を含んでおります。なお、当社は2022年7月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等は当該移行期間後の期間に係るものであります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3．当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）の人数は5名、取締役（監査等委員）の人数は3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職につきましては、前記「3．会社役員の状況（1）取締役の状況（２０２３年４月３０日現在）」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　栢森加里矢	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 主に経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)　野崎陽介	2022年7月就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)　尾﨑　充	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会4回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)　大井哲也	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会4回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 弁護士としての法律的な観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先することが、株主に対する最大の利益還元になるとの考えのもと、設立以来配当を実施しておりません。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための人材の採用や設備投資に充当していく予定であります。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,432,372**	**流動負債**	**782,577**
現金及び預金	679,539	買掛金	185,746
売掛金及び契約資産	388,360	1年内返済長期借入金	80,574
商品	51,822	リース債務	20,788
仕掛品	31,452	未払金	251,898
原材料及び貯蔵品	168,907	未払費用	104,969
前渡金	55,206	未払法人税等	15,595
前払費用	40,091	未払消費税等	19,656
その他	17,613	前受金	47,557
貸倒引当金	△621	預り金	15,987
固定資産	**902,642**	賞与引当金	29,976
有形固定資産	**721,419**	商品保証引当金	9,826
建物	155,685	その他	1
機械及び装置	294,108	**固定負債**	**239,069**
車両運搬具	490	長期借入金	145,290
工具、器具及び備品	9,522	リース債務	57,897
リース資産	69,313	資産除去債務	35,882
建設仮勘定	192,297	**負債合計**	**1,021,647**
無形固定資産	**59,758**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	42,871	**株主資本**	**1,313,368**
その他	16,886	**資本金**	**301,772**
投資その他の資産	**121,465**	**資本剰余金**	**476,006**
出資金	10	資本準備金	456,635
長期前払費用	2,431	その他資本剰余金	19,371
敷金及び保証金	73,050	**利益剰余金**	**535,662**
繰延税金資産	45,798	その他利益剰余金	535,662
その他	175	繰越利益剰余金	535,662
		自己株式	**△73**
		純資産合計	**1,313,368**
資産合計	**2,335,015**	**負債純資産合計**	**2,335,015**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年5月 1 日から
2023年4月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,291,714**
売上原価		**3,597,243**
売上総利益		**1,694,471**
販売費及び一般管理費		**1,624,986**
営業利益		**69,484**
営業外収益		
補助金収入	2,713	
受取補償金	4,071	
原材料受贈益	2,227	
固定資産受贈益	1,542	
その他	1,173	11,728
営業外費用		
支払利息	3,734	
その他	746	4,481
経常利益		**76,732**
特別利益		
固定資産売却益	1,315	1,315
特別損失		
固定資産除却損	2,617	2,617
税引前当期純利益		**75,430**
法人税、住民税及び事業税	48,006	
法人税等調整額	△21,569	26,437
当期純利益		**48,992**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２３年6月２６日

株式会社イメージ・マジック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　仁
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　井　清　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イメージ・マジックの２０２２年５月１日から２０２３年４月３０日までの第２８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２２年5月1日から２０２３年4月３０日までの第２８期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２３年6月２６日

株式会社イメージ・マジック
監査等委員会
常勤監査等委員 野崎陽介 ㊞
監査等委員 尾﨑充 ㊞
監査等委員 大井哲也 ㊞

（注）監査等委員野崎陽介、尾﨑充及び大井哲也は、会社法第２条第１５号及び第３３１条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月30日までとしておりますが、春季から夏季が当社事業の繁忙期であり、決算関連業務が当該繁忙期と重なることを避けるため、及び将来の海外ビジネス展開を見据えて、海外で一般的な決算期に合わせるため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第10条、第11条、第39条及び第41条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第29期事業年度は、2023年５月1日から2023年12月31日までの８か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
（招　集）	（招　集）
第10条　定時株主総会は、毎年７月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	第10条　定時株主総会は、毎年３月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
（定時株主総会の基準日）	（定時株主総会の基準日）
第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年４月30日とする。	第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

現行定款	変更案
第７章　　計算 （事業年度） 第39条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月30日までとする。 第40条（条文省略） （剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年４月30日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第７章　　計算 （事業年度） 第39条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。 第40条（現行どおり） （剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（附　則） （新　設） （新　設） （新　設）	（附　則） （事業年度変更に係る経過措置） 第2条　第39条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、2023年５月1日から2023年12月31日までとする。 第3条　第41条の規定にかかわらず、第29期事業年度の中間配当の基準日は、2023年10月31日とする。 第4条　前２条及び本条の規定は、第29期事業年度の経過をもってこれを削除するものとする。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山川誠（やまかわまこと） （1966年２月27日）	1984年６月　パロマ工業株式会社入社 1986年２月　株式会社レンタルのニッケン入社 1995年５月　当社設立 当社代表取締役社長 2022年７月　当社代表取締役社長兼製造本部長（現任）	267,600株
	【選任理由】 山川誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、オンデマンドプリント業界に精通し、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		
2	京田諭（きょうだ さとし） （1971年12月25日）	1995年４月　株式会社フォーバル入社 2003年10月　株式会社サイバード入社 2008年６月　当社入社　CFO兼経営企画室長 2009年７月　当社取締役CFO兼事業開発本部長 2019年５月　当社取締役CFO兼営業本部長 2020年１月　当社取締役CFO兼情報コミュニケーション本部長 2020年７月　当社取締役情報コミュニケーション本部長（現任）	90,000株
	【選任理由】 京田諭氏を取締役候補者とした理由は、当社の重要な役職を歴任し経営全般に携わるとともに、当社における事業戦略の立案及び推進能力を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	坊野 寛（ぼうの ゆたか） (1974年1月10日)	1997年８月　テクマトリックス株式会社入社 2005年７月　株式会社サイバード入社 2009年３月　当社入社 2009年５月　当社開発本部長 2009年７月　当社取締役開発本部長 2020年１月　当社取締役開発本部長兼製造本部長 2022年７月　当社取締役開発本部長（現任）	56,000株
	【選任理由】 坊野寛氏を取締役候補者とした理由は、2009年の入社以来、技術面から事業成長を図り開発本部及び製造本部を統括するなど、豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		
4	栗原 俊幸（くりはら としゆき） (1975年４月25日)	2006年12月　みすず監査法人入所 2007年７月　新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年７月　公認会計士登録 2014年１月　グラントソントン・マスターズトラスト株式会社（現 マスターズトラスト株式会社）入社 2015年４月　株式会社ソリューションデザイン入社 2017年10月　株式会社アプライズ入社 2020年６月　当社入社 管理本部長 2020年７月　当社取締役管理本部長（現任）	10,000株
	【選任理由】 栗原俊幸氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として、会計に関する専門的な知識を有するとともに、管理本部を統括し、幅広い経験と実績を有していることから、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	栢森加里矢（かやもりかりや） (1973年10月4日)	1996年４月　三菱商事株式会社入社 2003年６月　Globespan Capital Partners,Inc.入社 2008年９月　当社社外取締役 2011年12月　当社社外取締役退任 2012年１月　ソフトバンクグループ株式会社入社 2014年11月　株式会社QUOINE JAPAN（現 FTX Japan株式会社）設立 代表取締役CEO 2019年３月　リキッドグループ株式会社（現 FTX Japan Holdings株式会社）設立 代表取締役CEO 2021年７月　当社社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 栢森加里矢氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社の事業領域への知見が深いことに加え、グローバルIT企業の経営者として豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に海外事業について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．栢森加里矢氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
３．当社は、栢森加里矢氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。同氏の取締役としての再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、栢森加里矢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽２丁目６番１号
住友不動産飯田橋ファーストタワー　地下１階
ベルサール飯田橋ファースト
電話　０３-５８０５-３２３１

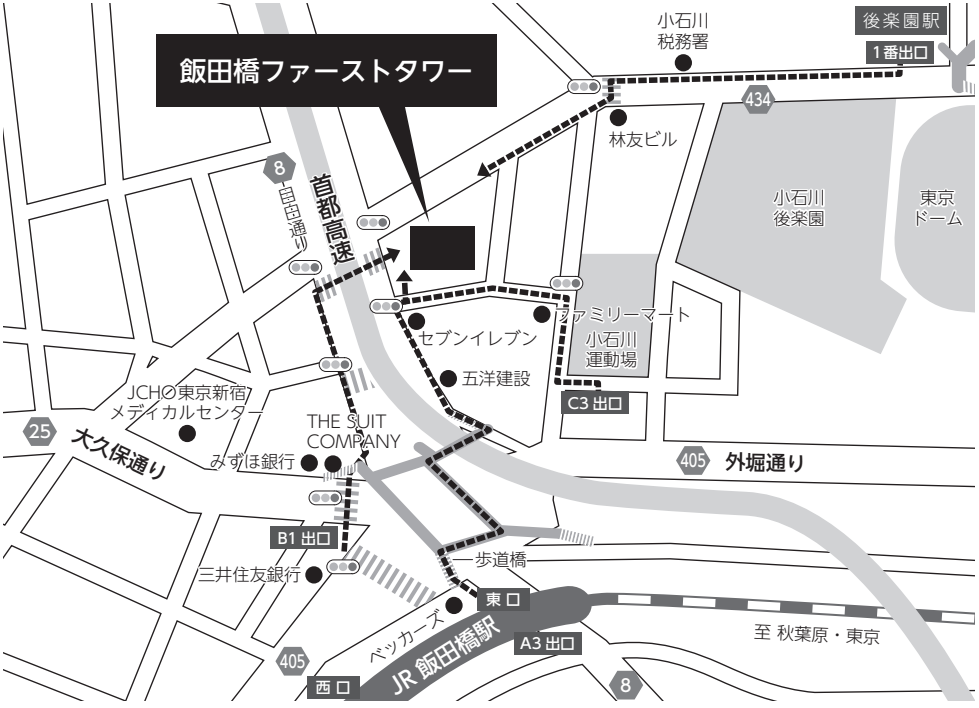

交通：都営地下鉄大江戸線飯田橋駅　Ｃ３出口より　徒歩約３分
　　ＪＲ中央・総武線飯田橋駅　東口より　徒歩約５分
　　東京メトロ東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅　Ａ３出口より　徒歩約５分
　　東京メトロ丸ノ内線・南北線後楽園駅　１番出口より　徒歩約８分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいますようお願い申しあげます。
○「ベルサール飯田橋駅前」とは異なりますのでご注意ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。